

令和元年度 船員保険事業の実施状況等

(1) 基盤的保険者機能関係

① 保険給付等の業務の適正な実施

事業計画

- 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
- 不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師への照会、船員保険部の審査医師に対する意見の求めなどを行った。

審査総件数※	照会件数		不支給件数
	担当医師	審査医師	
6,596件	181件	7件	4件

※柔道整復施術療養費、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費を除く

- 適用(制度への加入や報酬等)に関する不正請求が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしているが、上期においては調査を必要とする申請はなかった。
- 被保険者及び船舶所有者に対して、療養補償の適正な受診について周知するとともに、療養補償証明書が船員保険部に提出されていない方のレセプト請求について、船舶所有者に284件の督促、医療機関等に285件の照会を行った。

【課題】

- 下船後の療養補償について、船員保険部に療養補償証明書が提出されない、乗船前から継続治療中の傷病の証明書が発行されるなど、不適切な利用が一定数存在しており、そのため、医療機関への照会などの事務負担が生じているが、これは、船舶所有者及び被保険者の当該制度への理解が進んでいないことが原因ではないかと考えられる。

【下期の取組】

- 船舶所有者や被保険者に対して周知広報を実施するとともに、船舶所有者へ適正な事務手続きの説明会開催等の取組を行う。

(1) 基盤的保険者機能関係

②効果的なレセプト点検の推進

事業計画

- 資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。

【KPI】

- 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上(0.35%以上)

(※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 船員保険の医療費総額

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 上期のKPIの実績: 査定率 0.31%
- 資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を1,353件、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を324件行うなど、効率的に実施した。
- 内容点検については、外部委託により実施

<内容点検効果額>	30年度上期		令和元年度上期
総額	約6百万円	⇒	約5百万円
加入者1人当たり	53円	⇒	38円

【課題】

- 内容点検は外部事業者に委託して実施しているが、今年度の契約についてはコストは前年度に比べて低くなっているものの、点検効果額は前年度を大きく下回っており、内容点検の適切な契約方法を検討することが次期契約に向けた課題であると考えている。

【下期の取組】

- 今年度の内容点検効果額について、目標達成に向け外部委託業者の指導を行うとともに、次期契約に向けて費用対効果の観点から適切な契約方法を検討する。

(1) 基盤的保険者機能関係

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

事業計画

- 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

【KPI】

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下(0.87%以下)

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 上期のKPIの実績: 施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合 0.83%
- 多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施した。

照会件数	回答件数 〈令和元年9月末時点〉	回答率	1件当たりの 支払金額	申請件数	支払総額
547件(413件)	293件	約53.6%	4,078円(4,084円)	16,242件(16,359件)	約66百万円(約67百万円)

※()内は30年度上期

- 1年以上の長期受診の施術の申請割合は30年度上期を1.52ポイント上回り、7.93%となった。

【課題】

- 概ね順調に事務処理を行っている。

【下期の取組】

- 引き続き多部位かつ頻回の施術に対する文書照会を強化する等により適正受診の促進を図る。

(1) 基盤的保険者機能関係

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

事業計画

- 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不適切な申請事例については厳格に対応する。

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 受領委任制度導入に伴い、再同意の確認を徹底するとともに、申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師への照会、船員保険部の審査医師に対する意見の求めなどを行った。

審査総件数	照会件数		不支給件数
	担当医師	審査医師	
424件	5件	4件	4件

【課題】

- 概ね順調に事務処理を行っている。

【下期の取組】

- 引き続き、適正な利用がなされるよう、加入者や船舶所有者に対して周知広報を実施する。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

事業計画

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。
- 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

【KPI】

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上(89.0%以上)とする
- 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上(56.95%以上)とする
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下(0.071%以下)とする

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 上期のKPIの実績: 保険証回収率 88.7%、返納金債権回収率 25.72%(30年度上期は22.07%)、資格喪失後受診に伴う返納金割合(4月～7月を集計) 0.123%(30年4月～7月は0.119%)
- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行った。
- 文書等による納付催告、裁判所への支払督促等により、債権回収に努めた。

債権回収額	資格喪失後受診のみ
約40百万円(約37百万円)	約2.4百万円(約2.3百万円)

※()内は30年度上期

【課題】

- 概ね順調に事務処理を行っているが、保険証回収率には地域差があることが課題であると考えられる。

【下期の取組】

- 保険証回収率の低い地域の船舶所有者等に対し、直接訪問して保険証の早期回収に対する理解を進めるとともに、発生した債権については、早期に回収のための手続きを開始し、早期回収に努める。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ サービス向上のための取組

事業計画

- 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。
- 職務外給付は、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行する。(情報取得から送付までの平均日数:3営業日以内)

【KPI】

- サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 保険証の3営業日以内の発行を100%とする

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 令和元年度上期のKPIの実績:サービススタンダード達成状況 100%、保険証の3営業日以内の発行 100%
- 30年度のお客様満足度調査においていただいた意見等を踏まえ、申請書の見直しを検討した。
- 疾病任意継続被保険者の保険証について、令和元年8月から「退職証明書」などの退職日が確認できる書類を資格取得申出書に添付していただくことで、日本年金機構からの資格情報を待つことなく保険証を発行することとした。

【課題】

- 順調に事務処理を行っているが、30年度のお客様満足度調査の結果からは「制度全体に対する満足度」と「事務処理に要した期間に対する満足度」に相関関係があるため、お客様満足度を向上させるためには事務処理に要した期間を短くする必要があり、特に、保険証発行については日本年金機構の事務処理期間も含めた期間の短縮が課題であると考えられる。

【下期の取組】

- 疾病任意継続被保険者の保険証については、退職日が確認できる書類を資格取得申出書に添付していただくことで保険証の発行が可能となったことを周知するとともに発行の迅速化を図る。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦ 高額療養費制度の周知

事業計画

- 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

【KPI】

- 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 令和元年4月分～8月分のKPIの実績: 限度額適用認定証使用割合 84.1%
- 限度額適用認定証の広報の積極的実施、医療機関の窓口への申請書の設置等により、限度額適用認定証の更なる利用促進を図った。 ※ 限度額適用認定証の交付枚数: 2,402枚(対前年度上期9.6%増)
- 高額療養費が未申請の方に対する勧奨案内を行った。

勧奨対象月	勧奨件数
平成30年10月診療分～平成30年12月診療分 (平成29年4月診療分～平成30年1月診療分)	540件 (1,896件)

()内は30年度上期

【課題】

- 限度額適用認定証の更なる利用促進を図るためには、制度理解の促進や医療機関窓口での制度利用の促進が課題ではないかと考えている。

【下期の取組】

- 限度額適用認定証の利用を含む高額療養費制度についての周知・広報を積極的に実施するとともに、医療機関の窓口申請書を設置し、限度額適用認定証の利用促進について医療機関の協力を得る。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

事業計画

- 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 厚生労働省からのデータの提供を基に、休業手当金等の申請勧奨を実施した。

	勧奨件数	申請率<令和元年9月末時点>
休業手当金	22件(140件)	31.8%(69.5%)
障害年金等・遺族年金等	66件(54件)	66.4%(89.4%)
休業特別支給金・障害特別支給金・遺族特別支給金	133件(181件)	
経過的特別支給金	30件(22件)	

※()内は30年度上期

【課題】

- 平成22年1月の船員保険制度の改正により制度が複雑になり、船舶所有者及び被保険者の制度の理解が進んでいないことが課題ではないかと考えている。

【下期の取組】

- 船舶所有者や被保険者に対して周知広報を実施するとともに、船舶所有者向けの適正な手続きのための講習会の開催等の取組を行う。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 被扶養者資格の再確認

事業計画

- 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

【KPI】

- 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上(94.1%以上)とする

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 実施に当たっては、事前に船舶所有者へ周知案内のチラシを送付したうえで、9月末に51,181人分の対象者リストを送付した。

【課題】

- 概ね順調に事務処理を行っている。

【下期の取組】

- 未提出の船舶所有者に対して電話等で督促する。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑩ 福祉事業の着実な実施

事業計画

- 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。
- 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に委託し、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託して、円滑かつ着実に実施した。
- 保養事業については、加入者や船舶所有者向けの広報チラシ、ホームページ、「船員保険のご案内」等に保養事業の利用について掲載したほか、日本海事新聞の広告欄にも掲載するなどの広報を行った。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、対象施設に7月から新たにJTBを加えた（対象宿泊施設数：約7,000カ所）。

	件数
無線医療助言事業（通信数）	506件（510件）
洋上救急医療援護事業（出動件数）	17件（14件）
保養事業の利用宿泊数	6,032泊（5,798泊）
契約保養施設利用補助事業の利用宿泊数	885泊（786泊）
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用宿泊数	744泊（792泊）

※（）内は30年度上期

【課題】

- 概ね順調に推移している。

【下期の取組】

- 保養事業の利用数の拡大に向け広報等を実施する。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑪ 健全な財政運営

事業計画

- 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- 中長期的な船員保険財政等について、加入者や船舶所有者に対して情報発信を行う。

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 船員保険財政は概ね見込みどおり推移している。
- 船員保険の決算状況等について、すべての被保険者及び船舶所有者62,150人に対し「船員保険通信」によって情報提供するとともに、ホームページにより情報発信した。

【課題】

- 近年は黒字で推移しているが、今後の被保険者数、賃金、医療費の動向等について注視していくことが課題ではないかと考えている。

【下期の取組】

- これまでの船員保険協議会におけるご議論を踏まえ作成した中期的収支見通し等に基づき、引き続き船員保険協議会において関係者のご意見を聞きながら、適切な来年度の保険料率を設定する。

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

事業計画

i) 特定健康診査等の推進

- 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を周知するとともに、健診実施機関を拡充する。
- 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として実施する。
- 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。
- 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。

【KPI】

- 生活習慣病予防健診受診率を42%以上とする
- 船員手帳健康証明書データ取得率を29%以上とする
- 被扶養者の特定健診受診率を23%以上とする

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 生活習慣病予防健診の個人負担無料化の周知、巡回健診を活用した利便性の向上等により被保険者の健診受診率の向上を図った。
- 健診実施機関の拡充に当たっては、健康保険の生活習慣病予防健診実施機関や地方運輸局の指定を受け船員健康証明を行うことができる医療機関のうち、130の医療機関に対して、船員保険の生活習慣病予防健診の健診実施機関となっていただくよう電話勧奨を実施した。また、全国に医療機関を保有する独立行政法人国立病院機構や独立行政法人地域医療機能推進機構の本部に対して、船員保険の生活習慣病予防健診の健診実施機関となっていただくよう働きかけを行った。
- 船舶所有者(25社)を訪問し、生活習慣病予防健診の受診勧奨並びに船員手帳の健康証明データを船員保険部に提出するよう要請した。
- 自治体(山口県長門市及び萩市、青森県むつ市)との連携、巡回健診(181箇所)の活用等により被扶養者の健診受診率の向上を図った。また、令和元年11月に協会けんぽ青森支部が主催予定の集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるようにし、8月に受診案内を送付した。

※ 被保険者の生活習慣病予防健診受診者数(4月分～8月分) 7,157人(対前年度比32人減)
船員手帳健康証明データ取得数(4月分～8月分) 122件(対前年度比1,820件減)
被扶養者の特定健診受診者数(4月分～8月分) 2,124人(対前年度比130人減)
健診実施機関数(9月末時点) 408機関(対前年度末比43機関増)

【課題】

- 生活習慣病予防健診実施機関が少ないこと、巡回健診の機会も限られていることが課題であると考えており、それにより健診を無料化しても受診率が思うように向上していない。

【下期の取組】

- 健診実施機関の拡充に向け、個別の医療機関に対する電話勧奨や、全国に医療機関を保有する医療機関本部に対して働きかけを行う。
- 船員手帳の健康証明データ取得に当たっては、船舶所有者に対し、個別訪問や国土交通省との連名による協力依頼を行う。

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

事業計画

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日に初回面談を実施すること等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。

【KPI】

- 被保険者の特定保健指導実施率を20%以上とする
- 被扶養者の特定保健指導実施率を14%以上とする

上期の実施状況及び課題に対応するための取組

【上期の実施状況】

- 健診と併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施した。また、初回面談の分割実施を効率的に実施するため、被保険者の健診受診率の約5割を占めている巡回健診実施時に保健師等を同行させ、特定保健指導を当日に行うことにより保健指導の実施者数の増加を図った。

※ 被保険者の特定保健指導実施者数(4月分～8月分) 246人(対前年度比17人減)

被扶養者の特定保健指導実施者数(4月分～8月分) 22人(対前年度比5人減)

【課題】

- 被保険者については、健診受診後、すぐに乗船するなどにより特定保健指導を行える環境が整っていないこと、被扶養者については、健診受診後速やかに特定保健指導に結び付けることが課題であると考えている。

【下期の取組】

- 船舶所有者と協働して被保険者の健康増進に取り組むことにより特定保健指導の実施に繋げていくため、健診結果データ等から自社船員の健康課題等をわかりやすく可視化した「健康度カルテ(仮称)」を作成し配布を行うとともに、特に取組を実施していただきたい船舶所有者に訪問し取組を進める。
- スマートフォン等のビデオ通話機能を活用し、場所を選ばず実施できるICT面談による特定保健指導の促進について検討する。
- 被扶養者については、初回面談の分割実施等の取組を着実に進める。

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

事業計画

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- 船舶所有者単位の健康課題(血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等)を見える化した情報提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業を本格実施する。

上期の実施状況及び課題に対応するための取組

【上期の実施状況】

- 30年度に実施した船種ごとの医療費や健診データの分析及び船舶所有者への個別訪問による現状把握結果を踏まえ、本格実施に向けた具体的な施策について検討を行った。

【課題】

- 船舶所有者の船員の健康づくりに対する動機づけを行うとともに、具体的な取組の支援を行うことが課題であると考えている。

【下期の取組】

- 健診結果データ等から自社船員の健康課題等をわかりやすく可視化した「健康度カルテ(仮称)」を作成し配布を行うとともに、特に取組を実施していただきたい船舶所有者に訪問し取組を進める。

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

事業計画

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
- 喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを本格実施するとともに、引き続き禁煙支援に関する情報提供を実施する。
- 船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。
- 若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
- 船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。
- 健康づくり等に関する意識調査を実施することにより、被保険者や船舶所有者のニーズ等を把握し、第2期船員保険データヘルス計画の後期計画(2021～2023年)に反映させる。

上期の実施状況及び課題に対応するための取組

【上期の実施状況】

- 健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを配布し、医療機関への受診、特定保健指導の利用勧奨の実効性を高めた。
- 問診で「喫煙している」と回答した加入者に、喫煙習慣と歯周病の関係性に関するリーフレットを送付した。
- 実効性のある対策としてスマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムの本格実施に向けて、令和元年8月から募集を開始した。
- メタボリックシンドローム対策、生活習慣病予防、メンタルヘルス対策をテーマとして出前健康講座を開催し、高い満足度、理解度を得た。
- 海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を実施し、高い理解度を得た。
- 下期の港イベント参加に向けた検討を行った。

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

- ※ 情報提供リーフレット送付者数 4,609人(うち医療機関への受診勧奨1,026人)
- 禁煙リーフレット送付者数 1,868人
- オンライン禁煙プログラム参加申込者数(10月31日時点) 122人
- 出前健康講座を23回実施(参加者数608人)
- 船員養成機関2校(大島商船高等専門学校、尾道海技大学校)で特別講義を開催(参加学生数142人)

- 健康づくり等に関する意識調査について、2年1月の実施に向けた検討を行った。

【課題】

- 加入者の方々のヘルスリテラシーの向上を図るとともに、加入者の取組を支援するメニューを準備することが課題であると考えている。

【下期の取組】

- オーダーメイドの情報提供リーフレットを配布したことによる医療機関への受診率を高める取組について検討する。
- スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムについては、募集期間※をより長く設定する等の改善策を検討する。
 - ※ 令和元年度の募集期間は8月1日～10月31日
- 新たな出前健康講座のメニューについて検討を開始する。
- 船員養成機関の学生を対象にした特別講義について、実施校の拡大を図る。

(2) 戦略的保険者機能関係

② 情報提供・広報の充実

事業計画

- 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。
- 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。
- 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 閲覧機会の多い紙媒体を主たる媒体として、生活習慣病予防健診の無料化、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムの募集案内について、重点的に周知、広報を行った。
- 日本年金機構と連携し、毎月送付する納入告知書に船員保険の情報を盛り込んだチラシを同封した。
- 船員保険の運営状況、決算状況等を掲載した「船員保険通信」を全船舶所有者及び全被保険者62,150人に送付した。
- 日本海事新聞及び水産経済新聞に定期的に広報を掲載するとともに、関係団体の機関誌等に船員保険の広報を掲載した(9機関誌、延べ42件掲載)。
- ホームページに生活習慣病予防健診の無料化などの時宜を得た情報を掲載した。
- メールマガジンについては、船員保険通信に会員登録の案内を掲載したこと等により、会員数は31年3月末から8.0%増加し、令和元年9月末現在で715人となった。

【課題】

- 各種広報に対する加入者や船舶所有者等の認知度が把握できていないことが課題であると考えている。

【下期の取組】

- 広報媒体に対する加入者や船舶所有者等の認知度を把握する取組を実施する。

(2) 戦略的保険者機能関係

③ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

- ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年2回の通知を継続する。

【KPI】

- ジェネリック医薬品使用割合(※)を78.7%以上とする
※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

上期の実施状況及び下期の取組

【上期の実施状況】

- 令和元年7月時点のKPIの実績:ジェネリック使用割合 79.1%
- ジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行ったほか、関係団体の機関誌等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施した。
- 軽減額通知(1回目)を8月に12,176人の方に送付した。

【課題】

- 概ね順調に推移している。

【下期の取組】

- 引き続き広報等の取組を進めるとともに、ジェネリック医薬品使用割合のさらなる引き上げに向けた施策について検討する。